２０１３年　５月１６日

各　　位

会 社 名　住友精密工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　三 木　伸 一
（コード番号 ６３５５　東証第一部）
問合せ先　総務人事部長　中 本　圭 一
（TEL. 06－6482－8811 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年 6 月 27 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１　提案の理由

（１）事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、変更案第 3 条（目的）において、事業目的の一部追加を行うものであります。

（２）株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、変更案第 15 条（決議）において、株主総会における特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。

（３）取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、更には経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、変更案第 22 条（任期）において、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更し、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

（４）剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）を削除するとともに、変更案第 42 条（剰余金の配当）及び第 43 条（配当金の除斥期間）において所要の変更を行うものであります。

２　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の製品の製造・販売及び修理 (1)プロペラ・脚その他の航空宇宙用機器 (2)熱交換器・油圧機器・真空機器・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3)オゾン発生装置その他の電気機械器具並びにオゾン水・オゾンガスその他のオゾン応用品 (4)環境保全用機械器具 (5)前記各製品に関連する機械器具・装置及びプラント ２．土木・建築及び設備工事の請負 ３．前各号に付帯又は関連する一切の事業	第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の製品の製造・販売及び修理 (1)プロペラ・脚その他の航空宇宙用機器 (2)熱交換器・油圧機器・真空機器・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・無線センサネットワーク用装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3)オゾン発生装置その他の電気機械器具並びにオゾン水・オゾンガスその他のオゾン応用品 (4)燃料電池その他の発電用電気機械器具 (5)環境保全用機械器具 (6)前記各製品に関連する機械器具・装置及びプラント ２．土木・建築及び設備工事の請負 ３．前各号に付帯又は関連する一切の事業
第７条（自己株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	（　削　除　）
第８条 ～　　（　省　略　） 第15条	第７条 ～　　（現行のとおり） 第14条
第16条（決議） 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第15条（決議） （現行のとおり）
（　新　設　）	②会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
第17条 〜　　（　省　略　） 第22条	第16条 〜　　（現行のとおり） 第21条
第23条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。	第22条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 （　削　除　）
第24条 〜　　（　省　略　） 第41条	第23条 〜　　（現行のとおり） 第40条
（　新　設　）	第41条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会の決議によって定めることができる。
第42条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第42条（剰余金の配当） 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（　新　設　）	③前2項のほか、当会社は基準日を定めて配当を行うことができる。
第43条（配当金の除斥期間） 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても、受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	第43条（配当金の除斥期間） 配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても、受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

3　日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	同日

以　上